



免除の承認期間について

免除の承認期間については、申請日の属する年度の直前の7月分から翌年の6月分までとなります。

平成18年7月までに申請する場合は、17年4月分から18年6月分まで承認を受けることができます。

また、平成18年7月中に申請する方で、18年7月から19年6月分も承認を受ける方は、別に申請が必要です。

平成17年7月より、「全額免除（失業や天災等を理由とした場合を除く）」の該当者は継続申請ができるようになりました。詳しくは、保険年金課年金係（☎40-5558）にお問い合わせください。

申請先は... 国分寺庁舎 保険年金課年金係
石橋庁舎 市民課 窓口係
南河内庁舎 市民課 窓口係

「未納」と「免除」はこんなに違います

	免 除	未 納
年金を受け取るための資格期間に入るの？	資格期間に入ります。 障害・遺族基礎年金を受け取る時は、保険料納付済期間と同じ扱いになります。	資格期間に入りません。
受け取る年金額は？	老齢基礎年金額に反映されます。 ただし、一部免除を受けた場合残りの保険料を納付しないと未納期間となります。 全額免除 3分の1が反映 4分の3免除 2分の1が反映 半額免除 3分の2が反映 4分の1免除 6分の5が反映	老齢基礎年金額には反映されません。
保険料はいつまで納められるの？	10年前の分まで遡って納めることができ、年金額を満額に近づけることができます。 ただし、免除した年度も含めて3年度経過後は、免除された当時の保険料に一定の加算がつきます。	納付期限から2年が過ぎると、保険料を納めたくても納められません。

～年金相談のごあんない～

第2月曜日のみ延長する窓口
栃木社会保険事務所

6月12日（月） 7月10日（月）の両日、午後7時まで受付します。

毎月第2土曜日の年金相談

県内全社会保険事務所（宇都宮年金相談センターを除く）

7月8日（土） 午前9時30分から午後4時まで受付します。

電話での年金相談は「ねんきんダイヤル」へ

☎0570 - 05 - 1165（年金請求など）

☎0570 - 07 - 1165（年金を受けている方）

